



平成31年4月16日

独立行政法人家畜改良センター本所

豚コレラに対する防疫対策を見直します

家畜改良センター本所では、国内での豚コレラ発生に対応し敷地内で飼育している豚への感染を防ぐこと及び本所内施設をご利用される方を介した各地への蔓延を防ぐため防疫対策を強化していますが、国の疫学調査の結果及び豚コレラの発生状況を踏まえ、以下のとおり防疫対策を見直します。

皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

対象地域：豚コレラが発生した畜産関連施設が存在する都道府県

（発生から防疫措置（※1）完了後28日間経過するまで）

※1 防疫措置とは豚コレラの発生した畜産関連施設での家畜伝染病予防法第16条に基づくと殺、第21条に基づく死体の処理、第23条に基づく汚染物品の処理及び第25条に基づく畜舎等の消毒を指します。

家畜改良センター本所に来られる方に対する防疫対策

1) 以下の方及び車両の防疫区域（※2）への立入り延期

複数に該当する場合は防疫期間終了日が最も遅いものとしします。

※2 防疫区域には衛生管理エリアの他、宿舎を除く庁舎エリアが含まれます。

①対象地域に勤務する養豚関係者（旅行者等一時立入者は含まない）

対象地域の防疫措置完了後、7日間

ただし、7日間経過していない場合でも、センター付近の宿泊施設で全身洗淨及び全身更衣をした翌日以降は来所することができます。（着用していた衣類は退所するまで密閉袋等に入れ開封しないこと）

②防疫措置に従事した方

防疫措置に従事した後、7日間

③対象地域内養豚関連施設の公用車・通勤自家用車等での来所

対象地域の防疫措置完了後、28日間

2) 物品の持込み制限

対象地域内の養豚関連施設内に持ち込まれたことのある物品は、防疫区域内に持ち込まないこと。ただし、衛生管理者が認めた場合は、衛生管理者の指示する清拭・消毒を物品ごとに実施し持ち込むことができます。

3) 豚飼養地区への入場制限

上記1)の規定にかかわらず、豚飼養地区への入場については衛生管理者とその都度協議することとします。

1) - ②防疫措置に従事した際の来所スケジュール例



お問合せ先

独立行政法人家畜改良センター本所

〒961-8511

福島県西白河郡西郷村大字小田倉原1番地

電話：0248-25-6164

担当者：管理課 佐藤、治田（はるた）